

**定めようとする命令等の題名**

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

**根拠法令等**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 14

**行政手続法に基づく手続であるか否か**

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）

**問い合わせ先（所管府省・部局名等）**

原子力規制庁 長官官房 技術基盤グループ 技術基盤課  
電話番号：03-5114-2222（直通）

**命令等の公布日**

2016 年 10 月 24 日

**結果の公示日**

2019 年 7 月 26 日

**行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで**

**命令等を定めた場合にはその旨及び理由**

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（平成 28 年経済産業省・原子力規制委員会規則第 2 号）の施行に伴い、原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令の題名が変更されたことを受けて、省令を引用している条項の修正を行うものであり、その内容が行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当するため、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続は実施しないこととしました。

**結果概要、提出意見、意見の考慮 結果・理由等**

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

**備考**

結果の公示に係る事務手続が遅れたため、結果の公示が命令等の公布後となりました。